

様式第 16 (平 4 通産令73・追加、平10通産令64・平12通産令366・平17経産令21・一部改正)

表

8 センチ メートル	12センチメートル		第 号
	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項の規定による立入検査を行う職員の身分証明証		
		職名及び氏名	
		年 月 日 生	
		年 月 日 発行	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin-bottom: 5px;"> 写契</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%;"> 真印</div> </div>		経済産業局長 (産業保安監督部長) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 印 </div>	

裏

金属鉱業等鉱害対策特別措置法抜すい

第36条 経済産業局長又は産業保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者又は租鉱権者（鉱山保安法第39条第2項の規定により採掘権者若しくは租鉱権者とみなされる者を含む。）に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場若しくは事務所に立ち入り、特定施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第43条 第36条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。